

戸田地区の投票区等の改正について

令和6年2月 選挙管理委員会事務局作成

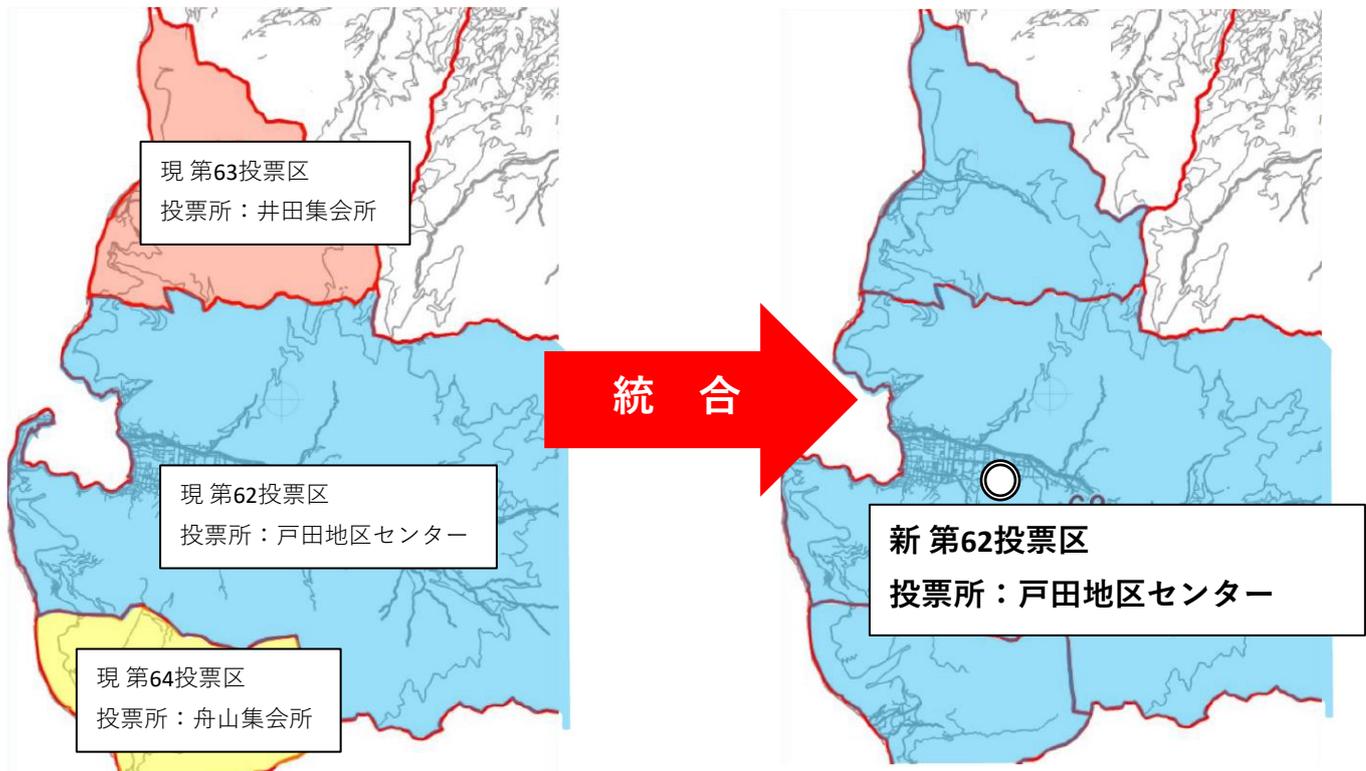
(1) 改正の概要

- ・第63投票区（井田地区）及び第64投票区（舟山地区）は廃止し、第62投票区（井田・舟山地区を除いた戸田の区域）と統合し、井田・舟山地区を含む戸田地区全域を一つの投票区とします。
- ・投票環境維持のため、井田・舟山地区には移動期日前投票所を設けます。
- ・戸田期日前投票所の開設期間を6日間から4日間に短縮します。

(2) 改正の施行日

- ・令和6年2月1日（次回選挙から適用）

(3) 戸田地区の投票区の統合



(4) 戸田地区センター期日前投票所と移動期日前投票所の開設日時

投票所	現在	変更後
戸田地区センター期日前投票所	選挙の投票日前週 月曜から土曜まで	選挙の投票日前週 <u>水曜から</u> 土曜まで
移動期日前投票所 (井田・舟山地区)	—	選挙の投票日前週 月曜・火曜のいずれか1日 各地区2時間程度

※例 4月23日が投票日の場合

日	月	火	水	木	金	土
4/16	17	18	19	20	21	22
23 投票日	移動期日前投票所		戸田地区センター期日前投票所			